オンライン利用率引き上げに係る第三者チェック
（外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請）

「外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請」（以下、「船陸交通」）について、書面申請が多く、オンライン利用率が低い税関官署において、事業者へのヒアリング等により、事業者や税関官署からの意見集約を実施。

意見の概要	
書面申請を行っている主な業種	・　航空会社、船舶代理店、船内販売業者、ハンドリング業者、ケータリング業者等
税関からオンライン申請について説明を受けたことがあるか。	・　約半数の事業者が税関から説明を受けたことがある。
NACCS を利用しない理由	・　船舶停泊場所の近くに税関官署があるため。 ・　申請頻度が少ないため。 ・　他申請等、税関窓口やその近辺に用件があるため。 ・　窓口で税関職員とコミュニケーションをとることで業務の円滑化につながるという点や、手続きが煩雑であるため。 ・　社内システムセキュリティのため。 ・　ネット環境がないため。 ・　社として NACCS は導入済みであるが、自部署においては未導入であるため。
NACCS を利用する上でデメリットと感じている部分	・　交通者の手入力作業（氏名、生年月日等）に時間がかかるほか、１度に登録できる交通者数に上限があるため、交通者の人数によっては申請を分けて行わなければならない点。 ・　導入コストが生じる点。
今後 NACCS による申請を行うか	・　事務所と税関の間の往復の交通費や時間の面を考慮すればメリットがあると判断しているため、利用開始手続きをしたい。 ・　申請書の作成は手書きよりもデータで作成した方が効率的であるためオンライン申請を行いたい。 ・　貨物の到着手続等で税関に行く必要があるほか、事務所と税関の地理的要件を踏まえるとマニュアルで申請したほうが効率的であると考えている。